**調達説明書（仕様書）（一般競争入札用）**

公 告 日

令和 ５年８月２３日

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、参加してください。

**1 　案件名及び内容**

案件名：公立学校共済組合津宿泊所　電話機器の更新

内 容(仕 様):仕様書（１）（２）に記載のとおり

**2 　履行期間（納入期限）及び履行場所（納入場所）**

(1) 履行期間（納入期限）

令和 ５年 １２月 １５日（金）

※納品準備ができ次第、早い時期の納品を希望します。

(2) 履行場所（納入場所）

　　三重県津市新町１丁目６番28号

プラザ洞津

**3 　競争入札参加者及び落札者に必要な資格**

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 三重県内にある本店又は支店等で三重県庁入札参加有資格登録事業者であり、競争入札参加資格確認申請書を提出の上、公立学校共済組合津宿泊所の確認審査により参加資格を認められた事業者。

エ 必ず現場確認を済ませて見積り作成すること。現場確認をしていない事業者の見積書提出は認められません。

(2) 落札資格

ア 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

イ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

**4　 入札参加者及び落札候補者に求められる義務**

競争入札参加資格確認申請書を提出し、3(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、入札に参加することができます。

なお、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(3)までの書類を 13(5)の締切日時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請(13(3)参照)

(2) 消費税及び地方消費税についての｢納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）｣（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの)の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、｢納税確認書｣(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの)の写し（提示可）

**5　 入札方法及び落札者の決定方法について**

(1) P5「入札に際しての注意事項」によるものとします。

(2) 落札候補者について、3(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

(3) 入札保証金は、入札金額の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、規則第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

**6　 契約方法に関する事項**

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、契約保証金を免除する場合があります。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

**7　 監督及び検査**

契約条項の定めるところによります。

**8　 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期**

契約条項の定めるところによります。

**9　 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨に限ります。

**10　暴力団等排除措置要綱による契約の解除**

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

**11　不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置**

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

**12　その他**

(1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、13(1)にある締切日時までに行うものとします。

（※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお願いいたします。）

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

**13　期間の設定（時間は、24 時間表示となっています。）**

**(1) 質疑等の提出締切日時**

令和 ５年９月 ８日（金）12時まで

《結果回答》

令和 ５年９月 ９日（土）17時までに行います。

提出締切日時までに、入札事務担当所属に書面（ＦＡＸ可）で質疑申請を行い（必着）、回答はＦＡＸかメールにて送付します。

**(2) 同等品申請の提出締切日時**

対象外

**(3) 競争入札参加資格確認申請書提出の締切日時**

令和 ５年９月 １１日（月）１３時まで

《結果通知》

令和 ５年９月 １２日（火）17時までに通知書をＦＡＸかメールにて発送します。

【提出方法】

　　　「競争入札参加資格確認申請書」に必要事項を記載し、書面にて提出締切日時までに次の場所に郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください（必着）。

　　　　また、三重県庁入札参加有資格登録事業者であることがわかるもの添付してください（登

　　　録時の申請控えや三重県物件調達の業者概要など）。無い場合は、三重県庁入札参加有資格登

　　　録事業者の業者番号証明書を任意で作成し提出してください。

〒５１４－００４２ 三重県津市新町１丁目６番２８号

公立学校共済組合津宿泊所　販売促進課（担当：浅生）

**(4) 入札日時 （郵送電送による入札は認めない。）**

令和 ５年９月１４日（木） １３時３０分

　　プラザ洞津１階　｢ブライダルサロン｣

※「入札書」「入札金額内訳書」を提出してください。また代理人が入札する場合は「委任状」

を提出してください。保守契約料の見積書も提出ください。

**(5) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所**

令和 ５年９月２２日（金）16時まで

落札候補者にあっては、入札実施後に 4(2)から(3)までの書類を契約事務担当所属に提出していただきます。（いずれも提示可）

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

**■ 入札、契約に関する事務を担当**

公立学校共済組合津宿泊所　販売促進課（担当：浅生）

電 話 ０５９－２２７－６２３０ ＦＡＸ ０５９－２２６－３１８５

**入札に際しての注意事項**

1　本項目の(1)から(3)は参加資格、（4）から(7)は落札資格となります。

(1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(3) 入札参加地域の要件を設定した場合は、それに該当しているものであること。

(4) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

(5) 落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(6) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 該当の案件を履行するにあたり、許認可等が必要な場合はそれを受けている者であること。

2　落札候補者は、落札資格の確認のため、契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」(所管税務署が 6 月以内に発行したもの)の写し（提示可）

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、｢納税確認書｣(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの)の写し（提示可）

(3) １(7)を証明する書類の写し（必要とする場合に提出）

3　入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあっては、契約希望額に 110分の 100 を掛けた額）としてください。（契約金額は、１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

4　契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができるものとします。

5　入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。

6　落札候補者となるべき者がいない場合は、再度入札を行います。入札執行回数は、原則として 3 回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。ただし、最終執行回の入札参加者の中から指名して随意契約のための見積（以下「不落随契」という。）を行う場合があります。

7　いずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。

（無効要件）

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。

(1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。(例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合）

(3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

(4) 入札に際して談合等の不正があったとき。

(5) 入札保証金を納付する場合に、その額が規則第 67 条第１項に規定する額に満たないとき。

(6) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

(7) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

(8) 最低制限価格設定案件において、最低制限価格を下回る金額による入札をしたとき。

(9) 入札内訳書を求めた場合に次の（ア）から（オ）に該当するとき。

（ア）入札内訳書を提出しないもの。

（イ）入札内訳書の金額と入札額が一致していないもの。

（ウ）一括値引き、減額の項目が計上されているもの。

（エ）記載すべき項目が欠けているもの。

（オ）その他不備があるとき（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの）

8　契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項の第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去 3 年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。

9　契約締結権者は、受注者が暴排要綱第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

10　受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

11　契約締結権者は、受注者が 10 のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第 7 条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12　契約書の作成、提出については、規則第 76 条、第 77 条によります。

13　仕様書と調達説明書（仕様書）の表記に相違がある場合は、調達説明書（仕様書）の表記を優先するものとします。

14　契約締結権者は、規則第 80 条第 1 項各号又は第 2 項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

15　契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第 81 条に基づき、同条第 1 項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。

16　契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第 82 条に基づき、　　違約金を徴収します。